

**Q 2 4月から育児休業に入ります。育児休業手当金は、いつ給付されますか？**

A 2 育児休業に入った月の翌月、5月10日までに「育児休業手当金請求書」（様式第67号の1）を提出した場合、4月分は5月末、5月分は6月末のように、1か月ごとに翌月末給付されます。  
なお、給付対象期間は、育児休業に係る子が1歳に達する日（誕生日の前日）までです。